

# 「医師の働き方改革」の施行を踏まえて

令和6（2024）年4月より、医師の長時間労働の改善に向けて、『医師の働き方改革』が全国的にスタートしましたので、その概要と患者さんにご理解とご協力をお願いしたいことについて、お話いたします。

## （ 1 ） 背 景

- これまでの我が国の医療は医師の長時間労働により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想されます。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される医療の質・安全を確保すると同時に、持続可能な医療提供体制を維持していく上で重要であります。
- そのため、医療機関における『医師の働き方改革』が実施されました。

## （ 2 ） 「医師の働き方改革」の概要

- ① 医師の労働時間管理の適正化に向けた取り組みとして、医業に従事する勤務医の時間外・休日労働時間は、原則として年960時間が上限となります。
- ② 医師の健康確保として、連続勤務時間制限と勤務間インターバル規則（退勤から翌日の出勤までに原則9時間を空けるルール）が設けられました。
- ③ また1か月の時間外・休日労働が100時間以上となることが見込まれる場合は、産業医などによる面接指導を行う必要があります。

## （ 3 ） 患者さんにご理解とご協力をしてほしいこと

- 診療時間内の受診にご協力をお願いします

「平日の昼に行く時間がないから」といった理由で、夜間や休日などの診療時間外に緊急性のない受診をすることは、「コンビニ受診」とも言われ、医師など医療機関で働くスタッフの負担を増やすことにつながり、提供される医療の質の低下を招くものとして懸念されています。

また日頃から医療機関の診療時間を意識していただき、例えば、病状、検査、手術の説明を受けるといった場合には、夜間や休日を避け、平日の診療時間内となるようご協力をお願いします。

■ “いつもの先生” 以外の医療スタッフの対応にご理解をお願いします。

「医療機関では、医師の働き方改革の取組の一環として、チームで医療を提供することで、ひとりの医師への負担のかたよりをなくし、各職種の専門性を活かしていくことなどを通じて、患者さんに提供する医療の質を高めていくための取組が始まっています。

■ タスク・シフト/シェア

医師の長時間労働の背景には、医師に業務が集中している状況があり、他の医療スタッフが担うことができる業務についても医師が担っている実態がありました。

タスク・シフト/シェアとは、こうした医師の担っている業務のうち、一部を他の医療スタッフ（看護師、薬剤師、臨床検査技師、事務職（医師事務作業補助者）など）に移管（シフト）や分担（シェア）することです。

例えば、患者さんへの疾患の説明、検査、病棟における服薬指導、医師の指示等に基づく治療対応や術後の管理などについて、医師以外の様々な医療スタッフが担うことがあります。

■ 複数主治医制

特定の医師が長時間労働となる背景には、患者さんと主治医が1対1となる関係となることで、休日・昼夜にかかわらず、主治医がその患者さんへの対応を一手に担うことがありました。

複数主治医制とは、患者さんの治療を行う医師がチームを組み、1人の患者さんに複数の主治医が対応することです。

複数の医師が治療方針に意見を出し合えることや、緊急時などに迅速に対応できる体制となることを通じて、患者さんに提供する医療の質の向上にもつながります。

#### ( 4 ) 厚生労働省の参考サイト

厚生労働省の公式ウェブサイト、「医師の働き方改革」. j p をご参考にしてください。  
<https://iryuu-ishi-hatarakikata.mhlw.go.jp/>

【院長 加藤 広行】

